

45 10 5

NO. 69

発行 佐井村役場

いさひ報

人口
男 2,499
女 2,589
1,097 世帯

第3回定例会

議員報酬引き上げ 平均一五・八%アップ

議長	26,000円
副議長	24,000
議員	23,000
教 長 太 田 俊 彦 再 公 平 若 山 直 衛 氏 也	

第三回定例会は九月二八日招集され、会期を二日間と決め一般会計・特別会計補正予算、議員報酬引き上げ等の九議案を原案どわり可決し二十九日閉会した。

相模山議中

報告第三号 専決処分報告の件（佐井村国民健康保険院条例の一部を改正する条例制定の件）

議案第二十九号 公平委員会員選任につき同意を求むるの件（現公平委員若山直衛氏を再選）

議案第三〇号 教育委員会委員選任につき同意を求むるの件（現委員太田俊彦氏を再選）

議案第三二号 教育委員会教育長の給与および勤務時間等に関する条例の一部改正条例制定の件（年俸を通過して支給される手当を一般取組と同じように支給するもの。）

議案第三三号 昭和四五年 夏佐井村一般会計補正予算（第三号）（現計予算額二億三〇四五万八千円に一五七三万八千円を追加、その主なものは次のとおり、

歳入追加 村税一四四万六千円、地方交付税一〇四万九千円、国庫支出金八一万七千円、県支出金七四万六千円、寄附金

八万四、村債二六〇万円の歳出、議会費七六万六千円（報酬引き上げによる分）、業務費四二六万一千円、テレビ中継局までの道路工事費、有線放送設備費、徴収集会所建設補助金等）、民生費二五万四、保育所の経費）、衛生費五〇六万五千円、土地購入、各特別会計への繰入金等）、農林水産費二六九万六千円（米生産調整、同改善補助、牧場管理に費金、種牛飼料、漁船整備費購入補助金等）、衛生費一十九万八千円（がん検診、仏ヶ浦の工事費減、観光案内

前工事費増）、土木費一六万一千円（防雪がき工事費、川渡線道路工事費等増）、消防費八二万二千円（小型動力ポンプ購入費）、教育費五八万四（各学校の備品購入費）、災害復旧費三三万五千円（河川災害復旧費）

議案第三三号 昭和四十五年度岡島水道事業特別会計補正予算（第一号）

（現計予算八三七万五千円に一一一七千円を追加し総額九五九万二千円に、歳入では、一般会計からの繰入金と受託事業収入、歳出では矢越新易水道小涼池購入と受託事業費）

議案第三四号 昭和四五年 度国民健康保険事業特別会計補正予算（第三号）

（現計予算六七八二万八

千円に五万七千円を追加し総額六、三八万五千円に。歳入では一般会計繰入金、国保診療報酬収入減、歳出では歯科診療所と村立診療所の人件費増)

議案第三五号 昭和四五年度へさ

地出張診療所特別会計補正予算(第二号)、現計予算額五一九万六千円に一八〇万一千円を並加し総額六九九万七千円に。歳入では国庫補助金と一般会計繰入金増、歳出では医師滞在旅費の増)

議案第三六号 報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正条例制定の件(今年三月、報酬審議会からの答申によれば、三役の給料は引き上げの必要ありとして、議員については生活給にほ

取組	改正前	改正後	引上率
議長	二万二千円	二万六千円	一八・二%
副議長	二万一千円	二万四千円	一四・三%
議員	二万円	二万三千円	一五・〇%

ど高いことと、隣接町村、類似団体との比較によつても決して低くないことから、引き上げの必要なしとされていた。三月にはこの答申に基き

「全国へき研」

県内十三校、

へき地における小学校、中学校の学校経営学習指導、生徒指導上の諸問題について研究協議するとともに、全国各地のへき地教育の状況について理解を深め、研究成果を交換するという趣旨で開催されます。

研究学校は、県内に十三校ありますがその一つを佐井村で取り持つ事になり、佐井小学校を会場にして「特別教育活動」という研究分野について研究協議が行われます。

三役の給料が引き上げられ、議員報酬については見送られたが今日の表のとおり引き上げが可決された。

十月十三、十四日に 佐井小には二百人

研究主題は、「積極的に生活を高める態度を育てる特別教育活動はどうかあればよいか」と協議題は「クマ活動を計画的に積極的にすすめるにはどうすればよいか」「小中併置校における児童会活動を活発にさせるため

の組織はどうかあればよいか」という内容です。

この研究会には文部省の初等教育課長徳山正人、新沢新修保長、加藤教科調査官はじめ全国から二〇〇人程の先生方が来られます。

教育委員会では児童、生徒の標榜作品をチラシにして各戸にくばります。また、標榜板も町内にたてますから、子ども達の真心がなえられるように町内の美化などご協力願います。

教育委員会

佐井でテレビ撮影

11月22日青年の山放送

RABでは青年の山の作業とこのメンバーが漁業に従事する姿をテレビ放送します。

昭和四三年に林野庁の認可を

得て発足した、青年の山。約一〇町歩の面積を漁業者であり尚かつ林業後継者育成の左めに若人二〇人が一致協力し

国民たすけあい

共同募金運動に協力しよう

10月1日～10月31日

共同募金運動に
ついては
みなさん
のご協力
をいただ
き、その
目的を達
成しまし
ていただき
ました。こ
れにちな
みにお礼申
上げま

縁の赤をめぐりて頑張っています。NHKとRABでは、このほど和山にテレビ中継局を建設中(広報六月号掲載)ですが、この一ヶ月中には完成する予定です。この完成を記念して県民線とRABでは、青年の山をテーマに、漁業に従事するかたわら青年の山の手入れをという法を九月二十八日から

三日月まで海と山を撮影した。海ではウニ採取とニルブ採取、山では地ごしらいと植付、下刈測量、このほか研修所での産婆会と県・農林事務所林務課長と村長との話し合いが記録されています。テレビ放送は一月二日午前八時一五分から九時までの向一五分放送されます。

戦後国民運動として長い歴史をもつ共同募金は、昭和二二年発足以来今年まで二四回目をむかえることになりました。この運動は、国民総かりでなしてける愛の助けあいである。全国には数多くの不幸な人々がおりますが、この人々をなぐさめ、はげまし合う社会福祉事業の一環として、国民運動が行なわれているものです。本県では国民たすけあいの意識を高揚し、県内民間社会福祉事業がもつ機能

や特色を發揮するたゞに県民が出し合い、計画の下に配分することを目的として募金運動を進めているところです。つきましては、当村でも次の目標額定途のため募金運動を奨励することになりました。期間中募金委員が伺いの際は多少

にかかわらずご協力くださるようお願いいたします。尚、昨年度の目標と実績を報告します。
昭和四四年度
目標額 九二九〇〇円
実績額 九四七一〇円
本年の目標 一〇〇、二〇〇円

行政相談週間 11月11～17日

あなたは困っていませんか
無料で相談に応じます

役所の仕事について、
○ テキパキやっつてもらえない。
○ 不親切な扱いを受けた。
○ 納得できない。
○ どうしてもまいかわからない。
○ こうしてほしい。
など、役所に対する苦情や、相談や意見があるが、どうも関係の役所には申し込みにくいとか、どこへ申し出てもまいかわから

ないという方は、気軽に地元(佐井村では古佐井の太田俊勇氏)の行政相談委員か、行政監察局の行政相談前にお申し出ください。取扱いは無料です。自分の名前を出したくない方、申し出の内容を秘密にされたい方は、ご希望にそ

うようにしています。
この週間中には次により相談にいたします。
一〇月一七日 青年研修所

九時〜正午

一〇月一日 青森行政監察局

九時〜正午

一〇月二日〜四日

青森市役所市民相談室

一〇月三日

八戸市消防署会議室

一〇月六日

黒石市役所四階会議室

どんないい

相談するの

役所の仕事には、いろいろのものが
ありますが、これまでに相談
を受けた事項から主なものをあげ
てみますと、つぎのような事項に
ついての苦情が多く、また、その
苦情の内容をみますと、事務処理
の不適切、遅延、申請の手続、公
共的施設の維持・管理、監督、取
締の状況、雇員の応接態度などに
対する不満や問い合わせなどとな
っています。

この行政相談により次のような

解決事例もあります。

恩給・扶助料・防犯・青少年向
題・登記・戸籍・国有財産・年
金・学校教育・社会教育・生活
保護・健康保険・環境衛生・保
育所・水道・公害・土地改良・
電力・ガマ・危険物取締・採石
邦使物集配・簡易保険・失業保
険・労災保険・雇員安定・道路
河川の工事・選挙・消防・住民
登録・国鉄関係・電信電話関係
各種金融の借入等、このほか役
所の仕事はなんでも取扱います。

解決事例

① 申出

県道側溝の維持管理について
豊田町中野を通っている県道
に二年前側溝が設置されたが、
設計が悪かったのか途中に高い
ところがあり排水が渋滞してい
る。また、大雨のときは、はく
越して両側の宅地に流れ込むの
で附近住民は困り果てている。

の処理概要

本県から要望を受けた当局（
監察局）では、早速県にあつせ
んした。県では現地調査の結果、
近くの間から流出する土砂の堆
積により側溝の機能が阻害され

ているので、側溝の改修を固
り一部ヒューム管を埋設し、
土砂の堆積防止工事をした。
また側溝の泥上げも定期的
に実施されることになった。

秋の交通安全運動

10月6日〜15日

この運動は全国一斉に行なわ

- 止
- 行事実施事項
- 歩行者特に子供と老人の
事故防止のために小中学生
の登校時の街頭指導。
- 又、子ラシ、黄色羽根の配付
- 交通診断（青森県、佐井
村、佐井村消防団、大間警
察署、大間地交交通安全協
会、佐井支部、佐井営林署と
共同で実施）
- 4. 標識による街頭指導（大
佐井仲町）
- 3. 無謀運転、無免許運転の防
止
- 2. 飲酒運転の防止
- 1. 歩行者とくに子供と老人の
事故防止

5. 横断幕による交通安全思想の普及
 6. 有線放送による事故防止の呼

7. 交通安全母の会を主体とした交通安全教室の実施

技能を身につけ生活の安定を

県では転職訓練を行なう

農家のみなさん

県ではこのたび農業から他の産業へ転職を希望する人々に対し、就職を容易にするために次のとおり

リ農業者転職訓練を行なうことになりました。この訓練には離農者は勿論のこと休業者であっても受講できます。

一 訓練を行なう科目と場所

みなさんの受講をおすすめします。

訓練科	訓練校	定員	訓練を行なう場所
配管科	八戸専修職業訓練校	一〇名	八戸市 八戸専修職業訓練校
	青森	二〇名	青森市 青森
溶接科	三沢	一〇名	三沢市 三沢
	木造	一〇名	木造町 木造専修職業訓練校
板金科	木造	一〇名	木造町 木造
建築科	弘前	一〇名	弘前市 弘前専修職業訓練校
	むつ	一〇名	むつ市 むつ

二 訓練の期間

一〇月二〇日から一月三〇日まで

この三ヶ月間のなか、六三回の実施は一月から三月までの三ヶ月間の予定です。

三 訓練の方法

訓練は実技を中心に行ないますが、三ヶ月で一応の技能が習得できるように指導します。

四 入校者の特典

入校訓練を受けるための教科書代・作業料等は一切無料です。ただし作業服の買値（二五〇〇円程度）は負担していただきます。

五 受講の手続

訓練を希望する方は、「入校願書」に佐井村農業委員会が発行する「証明書」を添えて希望する訓練科のある専修職業訓練校又は最寄の職業安定所又は役場（産業経済課）へ申し込んでください。

なお、正しいことを知りた一人は役場産業経済課へお問い合わせください。

浅海養殖漁場の調査行なう

10月7日から10月3日まで

一〇月一日から三日までの三日間、当村沿岸漁場の浅海に憩息するほたて、あわび、こんぶ、わかめなどの資源調査を行ない、将来の増産額、生産基盤資料や品質改善の向上をねらいとした採る漁業からつくる漁業への適地漁場を調査研究するためのものです。

これには、県水産増産センター

一 専門技師の協力による範囲に海流や潮流、水温等の変化など細密に調査し、天然漁場から養殖漁場へと進歩的な漁業に切り替えて行くもので、当村水産振興の基礎となる調査です。

水産まつり

10月3日

今年も青森市で廿三日青森果水産まつりが一月一三日から五日間にわたって開かれませす

これは市民の一般的な認識を深めるとともに、水産関係者の意欲的な結集をはかり、当面する諸問題や果の加工製品の流通経路を広く検討し、互わして漁業技術の交換や漁具漁法の展示会を催し、盛大に行なわれますから多数参加してください。

健康メロ 三題

女性もアルコールを
女性の一日は煩わしく小さな事がたくさんあって、見ていられるだけでも目が回るくらい忙しいもので

国保だより

勤めごとが国保を定める
最近類の下振により出稼者が多くなつてしました。勤められどその事業所でそれそれの健康保険に加入させてくれます。

初診のときは
必ずまず保険証を
お医者さんに初めに持って行って

女性もアルコールを
す、この時一番疲れるのが神経です、こうして神経衰弱を予防したり治療したりするのはアルコールが一番です。だから文明国の女性ばかりアルコールを愛用するのは、

き保険証を提示しないと医療費は全額とられることになっていきます、これは「被保険者証を提示したとき保険診療をする」と法律でまもられているからです。一ついつかり、が横のもと、被保険証を持っていたかどうかは必ずたしかめて出かけること。

療養費払に該当するとき
最近療養費の申請をしてくる人が増えています。次のような時だけに支払われるので注意してください。

お酒はガンの原因ではない
アルコールはガンとなんの関係もありません。胃ガンはたしかに男性に多いようですが、これは酒のせいではなく、神経を

ないし、また、取りよせるいとまがないので全額お医者さんに払った場合医療結付にあつては、まると割を国保で支払います。その申請には、かかった病院の「診療明細書」と受領書が必要で、急病と認められない場合は支払われません。

二、補装具(コルセット、使つて生きている男性に腎臓病が断然多いから、胃潰瘍が悪化してなる潰瘍ガンが男に多いからです。

一、医学的飲酒法
上手に安全な酒の飲み方はオ一になるべく肉や魚を食ふながら呑み壁を腹に入れない。酒をのんだ時には決して立ち上らず動かすな。ゆっくりのむようにつま酒は止めておく。酒を飲めなくなる。自分酒は銘柄を覚えて、出た酒は飲まない。(国保はガナ)

住民税のあらまし

三、骨折、ねんざなどを整骨院
 費(師装具)を作ったときも
 療養費が支払われます。但し
 本医者さんが必要と認めたと
 き。

一、住民税の負担を軽減合理化す
 るため、次のような改正が行な
 われています。

(一) 配偶者のいない納税義務者
 の扶養控除の特例
 一人 配偶者のいない納税義務
 者の扶養控除の特例

今回、扶養控除は一で述
 べたように八万円に引き上
 げられました。母子世帯
 などの税負担の軽減を図る
 趣旨から新たに配偶者のい
 ない納税義務者の扶養親族
 のうち一人に限って、とく
 にその扶養控除を、通常の
 扶養控除より一万円多い

にかか、左場合も支払われ
 労災事故やオミ三者行為によ
 るものには原則として支弁
 しません。

民生課

九万円とすることになりま
 した。

二、同一世帯内に納税義務者
 が二人以上いる場合の取扱
 い

同一世帯内に納税義務者
 が二人以上いる場合の扶養
 控除は、改正前はそのうち
 に、たとえば配偶者控除の適
 用を受け一人が一人で多い
 れば、左記の一で述べたよ
 うな扶養控除の特例は適用
 されないこととされていま
 した。今回の改正で、左
 記一で述べた九万円の扶養
 控除の特例は、その納税義
 務者に配偶者がいない限り
 同一世帯の他の納税義務者

たばこは
 村内で
 買いますよう

の事情に關係なく適用され
 ることになりました。

(二) 障害者などに対する減税

一、障害者控除などの額が
 八万円に引き上げられま
 した。

所得割の納税義務者が障
 害者、老年者、寡婦または
 勤労学生に該当する場合に
 は、障害者控除、老年者控
 除、寡婦控除または勤労学
 生控除を行いますが、こ
 れらの控除の額がそれぞれ
 一万円引き上げられて八万
 円となりました。
 なお、重度の障害者(特
 別障害者)についても、そ
 の控除の額が一万円引き上
 げられて十万円となりました。

又、障害者などで前年中
 の所得が三十二万円以
 下の人には、住民税は
 課税されません。

障害者、未成年者、老
 年者または寡婦に該当す
 る人で、前年中の所得ハ
 総収入金額からその収入
 を得るために要した経費
 を控除した残額(が三二
 万円以下の場合)は、住民
 税は所得割も均等割も課
 税されません。

二の三三万円を給料な
 どに該当する人で、昭和
 四四年中の給料・賞与な
 どの総収入金額が五〇万
 円以下の人は、昭和四五
 年度の住民税は課税され
 ないことになりました。

(三) 医療費控除の限度額が三
 〇万円に引き上げられまし
 た。
 前年中に支払った医療

費などの額が前年中の所得金額の百分の五をこえる場合には、そのこえる金額を医療控除としてその納税義務者の所得金額から差し引くことができることになつており、その金額が一五万円より多いときは、一五万円にとどめることになっておりますが、今回の改正により、この限度額が一五万円引き上げられて三〇万円になりました。

(四) 住民税額が均等割額に相当する金額より少額の納税者は、最初の納期に一回で納税していただきます。

住民税の均等割のみの人については普通徴収および特別徴収による場合とも最初の納期に一回で納税していただいておりますが、今回の改正では、これらの人も含めて、住民税の税割がその市町村の均等割額に相当する金額より少額の納税者（たとえば、均等割が課税されお

昭和44年9月から45年8月までの1年間の議員活動は次のとおりです。

議 長					
定例会 臨時会	常任委員会 (内会中)	全県協議会 副議長	議 員 副議長	陳情 その他	計
10	4	23	45	42	124
副 議 長					
定例会 臨時会	常任委員会 (内会中)	全県協議会 副議長	議 員 副議長	陳情 その他	計
10	4	8	16	26	64
議 員					
定例会 臨時会	常任委員会 (内会中)	全県協議会 副議長	議 員 副議長	陳情 その他	計
10	4	15	24	8	61

郡下町村議員報酬額 459現在

町村名	議 長	副議長	議 員
大 向 町	28,000	25,000	23,000
風向浦村	23,000	21,000	20,000
大 畑 町	28,000	25,000	23,000
川 内 町	23,500	21,500	20,000
東 通 村	26,000	24,000	23,000
梶野沃村	19,000	18,000	17,000
佐 井 村	26,000	24,000	23,000

議会活動調べ

議会

所得割額の不足納める共稼ぎの妻など)についても一回で納税していただくことになりました。従つて、これに該当する給与所得者は六月の給料から金額天引きいたします。また、事業所得者は六一期の六月末までに納税していただくことになりました。(以下次号につづく)

妻の座と税金

1. 所得税の配偶者控除

一 二月末日現在で同じ世帯にある配偶者が、所得がないか、所得の全部が自分で働いて得た事業所得、給与所得等であればその合計額が一〇万円以下(給料の場合は年間二二万五千円まで)、それ以外の所得の場合は合計額が五万円以下の場合には配偶者控除が受けられます。控

2. 贈与所得の配偶者控除

除額は、昭和四五年分については一七万七千五百円です。又贈与所得の配偶者控除は婚姻期間が二年以上の夫婦の間で、自分の住むための家やその敷地、またはその購入資金の贈与を受けた場合は、四〇万円の基礎控除のほかに、最高一六〇万円までの配偶者控除が受けられます。

3. 相続税の配偶者控除

婚姻期間が一五年をこえ

る配属者がある場合は、基礎控除（四〇〇万円と八〇万円に相対人数をかけた額の合計額）のほかに二〇万円にその一五年をこえる部分の年数をかけた金額（最高二〇〇万円まで）が配属者控除として差し引かれます。また、このほか配属者には税額が軽減されます。

むつ税務署

献血だより

みなさんのご協力により献血に關する理解も深まり四年度の業績で佐井村は目標数を上まわり、青森県では三位になり、佐井村消防団が県行事から表彰状を受賞しました。

今年には青森県一位を目標に、今月も次の日程で献血を行ないます。一世帯に最低一冊の献血手帳を保持されるようこの機会を是非ご利用ください。

◎実施日 一〇月一九日

◎時間 午後一時半から
◎場所 研修所

読書会でも

宮川 年晴

短歌、俳句、小説、とわれわれの心を洗ってくれ、感動させられるものは沢山あると思います。それぞれを一人でソツとしていけるのも悪くないが、同好の方達がそれを語りあうことも結構かと思えます。

いかがでしょうか、二人でも三人でもはじめてみませんか。

永久選挙人名簿登録者数

45年9月10日現在

投票所	男	女	計
1 大佐井	396	434	840
2 古佐井	405	451	856
3 原田	165	160	325
4 川目	50	53	103
5 矢越	81	90	171
6 磯谷	111	126	137
7 長後	57	55	112
8 福浦	95	100	195
9 牛滝	98	84	182
10 野平	33	38	71
計	1,449	1,601	3,092

佐井村選挙管理委員会

◇村民のみなさんへ

存じですか？ 皆さんの権利を無料で守る

検察審査会制度

映画と
講演会
開催

日時 一〇月八日
午後七時

会場 青年研修所
皆さんに見てほしい
ていただくため
隣りの方知人の方
をお誘いください。

◎映画

主役はあなた
2 屋月 夜
3 真実への道

◎講演

検察審査会制度普及会

講師 林 俊勝氏

1 裁判所の仕事の内容
2 検察審査会は裁判についてどんな役割をもつ機関か。
3 講演のあとに質疑の時間をとっております。事件や問題がありましたら遠慮なくお出しください。

主催 佐井村選挙管理委員会

明るく正しい選挙

推進協議会

交通事故相談所

日時 一〇月二〇日

午前九時～午後三時

場所 むつ市市民相談室

相談内容 交通事故の事後処理と損害賠償、その他

相談員 青森県交通事故相談

所 相談員

おしらせ

市立むつ病院の面会時間

市立むつ病院では入院患者の診療、安静、看護等を汚さず、入院患者の面会時間を一〇月一日から次のように変更しました。

- 一、面会時間 午後一時〜同七時
- 一、手 洗 着義婦詰所で主治医の許しを得ること

妊婦検診

ニレシに入って乳児の死亡率がくんと高く、妊娠の時期がいかに大事であるかご理解いただけると思いますが、「丈夫な子を生む」運動として「生んだらコロスナレ」を目標に妊婦検診、合せて妊婦相談を行ないますからご利用ください。

日時 一〇月七日 午後一時〜
場所 青年研修所
医師 大畑病院 三上忠英先生

歯科診療所休診

一〇月四日から一二月八日まで先生の都合により診療所を休ませていただきます。

健康相談所から

みなさんの健康相談所は保健婦の都合で一〇月三十一日まで休ませていただきます。

ネズミ駆除薬は

今年もネズミの駆除季節になりました。ネズミの駆除薬の必要の方は婦人会役員にお申し込みください。

青森県民手帳予約募集

この手帳は記入の便を図り日記として、同時に各種統計資料および最近の資料を整理統合し、県および市町村の特性を明らかにしたものです。諸官庁、会社、団体等の取扱い一般の方の学生にも必要です。一部百五十円、希望者は総務課へ

「もっと高い年金がほしい」 そのような人に =所得比例年金に加入しよう=

加入できる人

国民年金に加入して、現在保険料を納めていない人。

保険料は

加入した月から月額三五〇円です。定額分の保険料を納めて

いなければ納付できません。したがって、所得比例年金に加入した人の保険料は一カ月八〇〇円(定額分四五〇円十比例分三五〇円)納めていただきます。

のける年金この額

老令年金、通算老令年金及び一階金です。額は次のように計算します。

180円納付月数
計算例

25年納付した場合	
比例分	180円×500円=54,000円 (月4,500円)
定額分	320円×500円=80,000円 (月8,000円)
合計	150,000円 (月12,500円)

戸籍の窓口

9月分

お誕生おめでとう

- 大坂 猛雄(守雄) 長後
- 新田 和宏(繁喜) 磯谷
- 石古 重矢子(正吉) 古佐井
- 池田 伸吾(洋) 原田
- 三浦 信一 大佐井
- 澤井 信子 東京部
- 下野 晴美 大佐井
- 高木 静江 平内町
- 吉村 和弘 北海道 鶴川町
- 八木 倉子 大佐井
- 栗部 賢治 立川町
- 長川 厚子 矢越
- 田中 満 磯谷
- 梅田 美恵子 茅子岳町
- 中島 昭蔵 下川町
- 錦脇 ゆき 矢越
- 木部 隆夫 大畑町
- 川口 浩子 大畑町
- 橋本 正勝 古佐井
- 佐藤 和子 大畑町
- 奥本 定勝 大佐井
- 高橋 洋子 仏南村
- 小笠 野野 古佐井
- 田中 由紀子 山本町
- 山本 英次 山本町
- 川崎 ます子 矢越
- 近 五郎(や) 矢越
- 川野 崇吉 古佐井
- 宮沢 かじ 大佐井
- 金沢 唯吉 大佐井